

自筆証書遺言における押印要件と花押

熊谷久世

目次

- 1 はじめに
- 2 押印要件とは
 - (1) 学説
 - (2) 判例
- 3 押印要件としての花押
 - (1) 学説
 - (2) 判例
- 4 おわりに

1 はじめに

民法 968 条 1 項は自筆証書遺言の要件として、遺言者が、全文、日付及び氏名を自書するとともに、印を押すことを定めている。遺言について争いが生じるのは、遺言者の死亡後であるから、その時には事の真偽を確かめる術もなく、そのため遺言者の真意を確保するためには、はじめから厳格な方式を定めておき、遺言者の真意に基づいて遺言が作成されたと判断できるようにする必要があるからだとされる¹。自書に加えて押印を要

1 中川善之助 = 泉久雄『相続法（第 4 版）』（有斐閣・2000）500 頁。

するとした趣旨については、最判平成元・2・16（以下、平成元年判決とする）² が示すように、遺言者の同一性及び真意を確保するとともに、重要な文書については、作成者が署名したうえその名下に押印することによって文書の作成を完結させるというわが国の慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保することにあるとしたうえで、指印（拇印）も押印要件を満たすとして有効と判断した。しかし、近年、押印がなく花押が書かれた自筆証書遺言について、民法 968 条 1 項に定める要件を満たしているかが争われ、最判平成 28・6・3（以下、平成 28 年判決）³ は、印章を押す代わりに花押を用いた遺言につき、花押を押印と同視することはできず、押印要件を満たさないという判断を示した。押印要件を満たすかどうかの問題については、これまで多くは指印と花押について論じられてきたが、最高裁は、指印については平成元年判決が押印要件を満たすとしたが、花押については判断がされないままであった。しかし、平成 28 年判決が示されたことにより、従来議論のあった指印・花押の双方について最高裁の判断が出揃ったことになる⁴。

自筆証書遺言の押印要件については、遺言者の同一性及び真意を明確にする趣旨により求められると解して、氏名の自書に加えて押印までもを要件とする必要性には疑問視する見解が強いことから⁵、これまで押印要件

-
- 2 民集 43 卷 2 号 45 頁。評釈として、柳勝司「自筆遺言証書における押印と指印」名城法学 39 卷 4 号（1990）141 頁ほか。
 - 3 民集 70 卷 5 号 1263 頁、判時 2311 号 13 頁、判タ 1428 号 31 頁、裁時 1653 号 2 頁、家庭の法と裁判 8 号 40 頁、金融・商事判例 1501 号 8 頁、金融法務事情 2055 号 78 頁。
 - 4 中野裕朗「自筆証書遺言の押印要件の充足が花押を書くことによって認められるか（最高裁判所民事判例研究 15）」法学協会雑誌 135 卷 1 号（2018）205 頁。
 - 5 近藤英吉『判例遺言法』（有斐閣・1938）48 頁、谷口知平「判例批評」民商法雑誌 73 卷 3 号（1975）109 頁、柚木馨『判例相続法論』（有斐閣・1953）323 頁、中川善之助監修『註解相続法（下）』（有斐閣・1955）41 頁（青山道夫）、中川善之助編『注解相続法』（法文社・1951）295 頁（小山或男）、中川＝泉・前掲注（1）520 頁、中川善之助編『新版注釈民法（26）』（有斐閣・1973）73 頁（久貴忠彦）、中川善之助＝加藤永一編『新版注釈民法（28）相続（3）（補訂版）』（有斐閣・2002）102 頁（久貴忠彦）、久貴忠彦「自筆証書遺言の方式をめぐる諸問題」『現代家族法体系 V（中川追悼）』（有斐閣・1979）234 頁、阿部徹「自筆証書遺言の方式」『家族法判例百選（新版・増補）』（1975）265 頁、伊藤昌司「自

は緩やかに解される傾向があった。こうした中で、平成 28 年判決がもたらす意味は、これまでの押印要件の緩和に対して歯止めをかけるものとして⁶、また何をもって押印を認めるかという現行法での限界値を示したものと⁷とする見解もある。

本稿では、これまでの自筆証書遺言における押印要件についての学説及び判例を整理しながら、花押が押印要件を満たさないとした平成 28 年判決について若干の検討を試みるものである。

2 押印要件とは

(1) 学説

自筆証書遺言において氏名の自書に加えて更に押印を要求する規定が設けられた趣旨を明確に記載した資料は見当たらないとされるが⁸、現行民法の前身である明治民法 1068 条が押印を要求する趣旨については、「遺言者が遺言書に捺印しないときは第一の要件（遺言者が遺言書の全文日付および氏名を自書したること）を具備するといえども、その遺言書はいまだに一つの計画または一つの草案に過ぎないものとみるべきであり、捺印がなされることによりその遺言書は完備したる遺言となるのである」⁹とするものや、「捺印は、すなわち一つの草案に過ぎない遺言書を確定的なものとする唯一の方法であり、遺言者が自ら押捺することを要する。従来わが国においては印影を非常に貴重なるものとし、多くの私署証書は一に

筆証書遺言と「印」判タ 667 号 (1988) 68 頁、内田貴『民法Ⅳ(補訂版)』(東京大学出版会・2004) 464 頁、小田八重子「自筆証書遺言の実態—遺言の検認事件の調査結果を踏まえて」久貴忠彦編集代表『遺言と遺留分 第 1 巻 遺言(第 2 版)』(日本評論社・2011) 101 頁、中川淳『相続法逐条解説(下巻)』(日本加除出版・1995) 59 頁。

6 本山敦「花押遺言と斜線遺言」月報司法書士 539 号 (2017) 55 頁。

7 LAW FORUM (裁判と争点)「遺言書に「花押」をめぐる訴訟で無効判決—幅広く認める流れの「限界値」示す—」法学セミナー 739 号 (2016) 10 頁。

8 富上智子「いわゆる押印を書くことと民法 968 条 1 項の押印の要件(時の判例)」ジュリスト 1511 号 (2016) 97 頁。

9 奥田義人『民法相続法論(明治 31 年)』(信人社・日本立法資料全集別巻 268) 305 頁。

印影の真贋によりその真否を確定する風潮にある故に遺言書を完成させる最後の要件として捺印がなされる。ただ、法律では捺印というために印影の押捺を要するものと解さねばならず、かの拇印のごときまたは華押（花押）のごときは之を聴許せざるものといわざるをえない¹⁰など、押印は遺言書として完成させるための要件であるとする。また、「通常法律行為に証書を必要とする場合において、行為者の自書あるときは捺印を必要とせず、捺印をなすときは記名をもって足るのであるが、遺言は重要な法律行為であるから殊に自書捺印を必要とした。捺印は実印、認印または拇印たるを問わない。捺印は最も軽い要件であるけれども、しかし捺印を全く欠いた遺言は無効である¹¹と、重要な文書であるゆえに押印を必要とするとしている¹²。他にも、「印影は遺言者が使用していたことが明白であれば実印でなくても何でも構わないが、花押や拇印は捺印と同視することはできない¹³とするものがある。

さらに、押印要件の緩和について否定的な見解としては、自筆証書遺言の効力について要件を緩和しようとする学説の中に、クレジットカードなどが署名だけであることや、印章を所持しない場合に指印で代用されることなどを、遺言書について指印で足りるとする根拠とされることが少なくないが、すでに死亡した遺言者の最終意思を確認するために厳格な要件が課せられている趣旨からすると、これらの例と遺言書を同列に論ずることはできないとするもの¹⁴や、要式性を目的論的な観点から緩和するという解決は、遺言に関しては確かに合理的といえるが、他面それが明文規定

10 牧野菊之助『日本相続法論』（巖松堂・1919）428頁。

11 和田千一『遺言法』（精興社・1938）66頁。（注として）拇印華押を不適法とする説として、牧野463頁、近藤・全集288頁、柳川・下巻328頁。拇印を有効とする説として、梶原・「遺言の方式」『家族制度全集V法律篇』（河出書房・1937）307頁。

12 富上・前掲註（8）97頁。

13 柳川勝二『日本相続法註釈（下）（第3版）』（巖松堂・1918）328頁。

14 野村豊弘「自筆証書遺言における押印と指印」セレクト1989（法学教室113号別冊付録）26頁。

の無視にほかならないことはやはり軽視すべきではないとするもの¹⁵、要件を遵守していない遺言を真意によるものと立証して有効にできることになると、真意の証明手段が無限に拡大されて決着のつかない不毛な争いに陥るため、要式を遵守したかどうかに関し争点を限定しておくべきである。厳格な様式性により遺言者の真意という実質が保障されるとするもの¹⁶などがある¹⁷。

他方、押印要件は、遺言者の同一性を確保するためといえども全文氏名を自書するという要件と重複することから、かねてよりその意義に対しては批判があり、緩和すべきとするものや不要とする立法論も存在してきた。例えば、「捺印は遺言者の意思に基づかずに他人によって容易にすることができるにもかかわらず、氏名の自書を要求したうに捺印まで要求する理由が何か理解に苦しむ。立法論としてこの要件を撤廃すると共に、解釈論としてもこの要件を緩和する必要がある」¹⁸として押印よりも自書に重きを置くものや、「氏名の自書があればその上に押印を絶対の要件とすることは必ずしも妥当ではなく、相続法改正要綱（昭和2：第16ノ1）が捺印を欠いても裁判所の認定によりその効力を認めることができると提案したことは正当であったが、新法がこれを採用しなかったことは遺憾である」¹⁹として自書と押印は要件の重複であるとするもの、さらには「遺言者の真意が明らかである限り、一般に押印を欠くことは当然には遺言を無効としないと解するのが良い」²⁰と遺言者の真意を最も尊重すべきとするものなどがある。他にも以下に列举するように多くの見解が存在する。氏名捺印が一般にわが国の慣行であるところから採用されたのであろうが、捺印は実印、三文判など何の制限もないのだからその意義は薄く、氏名の

15 滝沢幸代「帰化して日の浅い元外国人が英文の自筆証書遺言によって遺言した場合には、押印を欠いても有効である」法学協会雑誌 93 卷 5 号 (1976) 211 頁。

16 水野紀子「自筆証書遺言における押印と指印」法学教室 109 号 (1989) 105 頁。

17 千藤洋三「指印が押捺された自筆証書遺言の効力」法律時報 60 卷 12 号 (1988) 105 頁、潮見佳男『相続法（第 5 版）』（弘文堂・2014）219 頁など。

18 近藤・前掲注 (5) 48 頁。

19 柚木・前掲注 (5) 323 頁。

20 谷口・前掲注 (5) 109 頁、青山・前掲注 (5) 41 頁。

自書があれば捺印の要件は厳格でなくてよいとするもの²¹や、捺印に使用される印は実印であるかどうかは問わないし、他人に代わって捺印してもらうことも差支えないとすれば、その実効性は疑わしいとするもの²²、押印は実印でなくても認印でも拇印でもよく、花押は印でないと考えられる節もないではないが、遺言者の同一性を確認するという上では認印などより遥かに個人的であり、強いて無効視する必要はないだろう。しかしこの考え方をさらに進めて、自署さえあれば押印はなくてもいい、いうところまでくると、民法に「印を押さなければならない」という明文のある以上、よほど特別の事情のない限り賛成できないとするもの²³、押印の欠如は特別な事情のある場合のみ許されると考えるべきであり、立法論としてはともかく、現行法の解釈としては、一般的に押印を不要とすることはできない。学説上問題となるのは拇印および花押であるが、要件緩和の要請からも、またわが国古来の慣行上これらが印鑑ないしはそれと同様の役割を果たしてきたことからみても、拇印・花押ともに有効とみるべきであるとするもの²⁴、遺言の方式の厳格性の要請はあくまで遺言者の真意を確保するための手段にすぎないという観点から、押印のない遺言も、遺言者の真意が明らかである限り有効と解してよいとするもの²⁵、要件緩和の要請からも、また、わが国古来の慣行上も、拇印及び花押が印鑑ないしはそれと同様の役割を果たしてきたことからみても、拇印・花押ともに有効とみるべきとするもの²⁶、民法は、正式文書作成上の慣行により自書と押印の両方から遺言者の真意を確認する方法をとっているが、要件として重複しているから押印をも要件とすることについては、かねてからその当否が問題とされているから、氏名の自書があれば押印まで必要としなくてもよいので

21 青山・前掲注(5) 41頁。

22 小山・前掲注(5) 295頁。

23 中川=泉・前掲注(1) 520頁。

24 久貴・前掲注(5)『新版注釈民法(28)相続(3)(補訂版)』102頁。

25 阿部・前掲注(5) 265頁。

26 久貴・前掲注(5)『新版注釈民法(26)』73頁、久貴・前掲注(5)『現代家族法体系V(中川追悼)』234頁。

はないかとするもの²⁷、押印も、自署と同様に遺言者の同一性及び真意を確認するための手段であるが、使用すべき印章には何の制限もなく三文判でもよいとするならば、氏名を自書すること（署名）に加えて押印を要求する合理性は疑わしい。慣習に根拠があるとおもわれるが、クレジットカードの普及などにより、日本でも署名の重要性が高まるとともに押印の比重は低下しているいま余り厳格な要件と解すべきではないとするもの²⁸などがある。

このように押印要件を緩和する流れの中であって、平成27年より行われた法制審議会民法（相続関係）部会においては、当初、基本的な考え方として、民法968条1項は氏名の自書に加えて押印を要求しているが、近年、クレジットカード等の利用拡大により、署名のみで取引が行われる事例が増えてきたこと等を踏まえ、氏名の自書のほかに重ねて押印まで要求することには疑問があるとの指摘がなされており、この点については判例（最判平成6・6・24家月47巻3号60頁、最判昭和49・12・24民集28巻10号2152頁等）においても、押印要件に関する方式違背を理由に遺言が無効となることを回避する観点から、事案に応じてその要件を緩和する解釈がされているところであり、遺言者の同一性や真意性の確保という観点から押印が果たす役割は相当低下しているとも考えられる。よって、これらの点を踏まえ自筆証書遺言の方式のうち押印に関する要件を削除するものであるとの方策が示された²⁹。しかし、その後の議論において、原則として署名押印が必要だが、場合によっては押印がなくてもそれで直ちに無効とはしないなど、行為規範と実際の効果との切り離しの可能性があるのではないかの意見や、押印に間違いなく本人の意思であるということを確認させる機能としての実印について言及する意見、押印の必要性は本人性の担保ではなく下書きと完成品を区別するためにあるとする意見な

27 小田・前掲注(5)110頁。

28 内田貴・前掲注(5)464頁。

29 法制審議会民法（相続関係）部会（資料5）「相続法制の見直しにあたっての検討課題（4）」5頁。

ど³⁰、一律に押印を不要とする考え方については理解が得られず、押印要件は現在も維持されている³¹。

(2) 判例

押印は、氏名と同様に、遺言者が誰であるかということと遺言が遺言者自らの意思にでたものであることを明らかにするために要求されるものである。しかし、使用すべき印章には何らの制限もなく、実印に限らず三文判（認印）でも有効とされている。そのことから自筆証書遺言に押印を求める実効性には疑問を呈する見解もあるが³²、どのような印章による押印でなければならないかに関する疑問を呈するものはみられない³³。印章による押印がない自筆証書遺言の有効性について問題となった裁判例として、指印（拇印）による事例と押印を欠く事例について取り上げる。

①最判平成元・2・16（民集 43 卷 2 号 45 頁）（平成元年判決）

印章による押印に代えて、拇印ないし指印で足りるかどうかについては、これを肯定する判断³⁴と否定する判断³⁵に分かれていた。このように下級審の判断が分かれている中で本判決が示された。判決では、押印要件の趣旨について、自署とともに遺言者の同一性及び真意を確保するとともに、重要な文書については作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという我が国の慣行ないし法意識に照らして文

30 法制審議会民法（相続関係）部会第 5 回会議事録 18 頁以下。

31 合田篤子「花押を書くことは民法 968 条 1 項の押印の要件を満たさないとした事例」新・判例解説 Watch20 号（2017）134 頁、富上・前掲注（8）99 頁、森山浩江「自筆証書遺言一方式（改正 968 条 1 項・2 項）」『実務精選 120 離婚・親子・相続事件判例解説』（第一法規出版・2019）239 頁。

32 小山・前掲注（5）295 頁。

33 宮崎幹朗「花押と自筆証書遺言における押印の意義」西南学院大学法学論集 52 卷 1 号（2019）323 頁。

34 新潟地裁長岡支判昭和 61・7・17（判時 1207 号 110 頁）、浦和地裁昭和 58・8・29（判タ 510 号 139 頁）

35 東京高判昭和 62・5・27（高民集 40 卷 1 号 38 頁）（前掲注（34）新潟地裁長岡支判の控訴審判決）、名古屋高裁昭和 63・4・28（判時 1294 号 41 頁）

書の完成を担保することにあるとした上で、指印が押印要件の趣旨を充足するかについては、押印について指印をもって足りると解したとしても、遺言者が遺言の全文、日付、氏名を自書する自筆証書遺言において遺言者の真意の確保に欠けるとはいえないし、いわゆる実印による押印が要件とされていない文書については、通常、文書作成者の指印があれば³⁶印章による押印があるのと同等の意義を認めている我が国の慣行ないし法意識に照らすと、文書の完成を担保する機能においても欠けるところがないと判示する。これまで、遺言者の最終意思の尊重という側面から、遺言者の署名と押印を遺言者の同一性や真意の確保のために要請されるものとして理解されてきたが、それに加えて文書完成の担保という点についても、遺言者が当該文書を完成した遺言とする意思を示したものとして受け止められていたと思われる³⁷。その後、最高裁は「自筆遺言証書における押印は指印をもって足りる」とする同趣旨の二つの判例³⁸を出して、以後、最高裁判例が確立した³⁹。

他方、押印がなされていない（押印を欠く）事例としては、次の二つの判例がある。

②最判昭和 49・12・24（民集 29 卷 10 号 2152 頁）（以下、昭和 49 年判決）

英文の自筆遺言証書に遺言者の署名が存するが押印を欠く場合において、同人が遺言書作成の約 1 年 9 か月前に日本に帰化した白系ロシア人であり、約 40 年間日本に居住していたが、主としてロシア語又は英語を使用し、日本語はかたことを話すにすぎず、交際相手は少数の日本人を除いてヨーロッパ人に限られ、日常の生活もまたヨーロッパの様式に従い、印章を使用するのは官庁に提出する書類等特に先方から押印を要求される

36 拇指その他の指頭に墨または朱肉を付けて押捺すること。

37 水野紀子「自筆証書遺言における押印と指印」法学教室 109 号（1989）105 頁、中野・前掲注（4）209 頁、宮崎・前掲注（33）324 頁。

38 最判平成元・6・20（判時 1318 号 47 頁）、最判平成元・6・23（判時 1318 号 51 頁）

39 村重慶一「「花押」を記した自筆証書遺言は有効か」戸籍時報 747 号（2016）91 頁、宮崎・前掲注（33）324 頁。

ものに限られていた等原判示の事情（原判決理由参照）があるときは、右遺言書は有効と解すべきであるとした。

③熊本地裁八代支判昭和 34.12.8（下民集 10 卷 12 号 2576 頁）

とかく法律に従って日常生活を律することに不馴れな我国の現状に鑑みれば方式の欠如が遺言者の真意の不明確を来さない限り、条文の定める方式を緩和して、遺言者の真意を尊重する必要があるとの認識から、遺言者がその全文、日付及び氏名を自書し、更に証拠によって遺言者の真意に相違ない事情が判明する限り、押印のない一事のみを以って遺言者の真意でないとして解するのは相当でないとした。また、氏名の自書は容易に他人の模倣を許さず、本人の真意に基づくものであることを明確にするには十分であって、却って押印こそ他人により容易になされる可能性のあることを考えれば、氏名の自書に加えて、押印を厳格に要求する合理的根拠はないことから、遺言者の押印を欠く遺言書も有効であると判示した⁴⁰。

昭和 49 年判決は、968 条 1 項が押印要件を明示しているにもかかわらず、押印を欠く自筆証書遺言を有効と判断したが、その理由は明らかにしていない。しかし、評者によっては、押印を欠く自筆証書遺言が有効となるのは「よほど特別な事情」がある例外的な場合であり⁴¹、一般的に真意が明らかであれば押印を要しないとする方向で押印の要件を緩和したのではない⁴²とされている。また、熊本地裁八代支部判決は、遺言者が病室で他の者が見ている前で手術の前日に全文、日付及び氏名を自書したが押印はしなかったという事例であり、実態はほとんど死亡危急者遺言とみられるものであった⁴³。自筆証書遺言ではあるが、こうした特別な事情が考慮

40 岡林伸幸「押印の代わりに花押を用いた遺言の有効性」千葉大学法学論集 33 卷 2 号（2016）53 頁。

41 大和勇美『最高裁判所判例解説民事篇（昭和 49 年度）』（法曹会・1977）559 頁。

42 小田原満知子『最高裁判所判例解説民事篇（平成元年度）』（法曹会・1991）13 頁。

43 久貴・前掲注（5）『新版注釈民法（28）相続（3）（補訂版）』102 頁。

されたとも考えられる⁴⁴。むしろ、押印を全く欠く遺言を無効とした裁判例⁴⁵もあるように、押印が完全に欠けている場合にも遺言を有効にする可能性が裁判例で一般化しているとは見ることはできないが、とはいえ、近時の判例が押印要件につき緩和傾向を示してきたことは否定できない⁴⁶。

3 押印要件としての花押

花押は自署の代わりに用いられる記号もしくは符号であって、その起源は自署の草書体にある。草書体の自署を草名とよび、草名の筆順、形状が到底普通の文字とは見なしえない特殊性を帯びたものを花押という。このような筆順、形状の特殊化は、自署する主体が独自の自署を持つようとする意識的記載行為の結果である⁴⁷。花押は自署する本人が他人にまねのできない本人独自の筆跡を持つようとする、はっきりした目的意識から生まれたものである。つまり、自分と他者を区別する筆跡の個別独自性を顕示し、それによって署者がまちがいなく名義人その人であること、すなわち本人たることを証示するのである。このように花押は自分と他者を区別する機能を持つものとして、判（はん）、書判（かきはん）、判形（はんぎょう）などと呼ばれるようになる⁴⁸。

中世において、印章の機能を果たしたのは、花押であり、これを「判」と呼んでいる。現在では、印判だけを判と称するが、中世で判というの「はんこ」のことでなく、「判を加える」とは、「書判（かきはん＝花押）を書く」ことを意味した⁴⁹。日本の花押は日本で独自に発達したもので、花押の「押」は署名のことで、花押とは花のようにきれいに書いてある署名という意味であるが、日本の花押も署名から発達したものである。書判

44 宮崎・前掲注(33) 320頁。

45 東京地判平成12・9・19(金判1128号61頁)

46 合田・前掲注(31) 134頁。

47 佐藤進一「増補 花押を読む」(平凡社・2000) 14頁より引用。

48 佐藤進一・前掲注(47) 18頁より引用。

49 石井良助「印判の歴史」(明石書店・1991) 19頁、73頁。同「花押と家印(はんこ心得帖2)」法学セミナー75号(1962) 24頁。

というのは、役所が裁決を下すことを判といったが、裁決のしるしに役人が自署し、それがのちに花押に変わったので、花押自体を判と呼ぶようになったとされる⁵⁰。伊勢貞丈の『押字考』には、印は贋物もできようが、花押は各自が書くものだから、書体は似せても、墨色のように、他人には真似しがたいところがある。だから、物の証としては、花押の方が印より勝っているとの記述がある⁵¹。江戸時代には、花押を書かずに、木にわくを彫った花押型をおして墨などでうずめることが行われていたが、その慣習は明治新政府の時代になっても続いた。そこで、政府は明治元年（1868）11月28日に、行政官の沙汰で、諸侯（旧大名）に対して、これを止めて自筆で花押を認めることを命じた。この法令は花押そのものを禁止したのではなく、花押は自筆たるべきものとしたのである。諸侯に対して出されたものであるが、おそらくは、一般人の花押についても同じ取り扱いがなされたものと思われる⁵²。現代においても、文書の数が多い場合は、記名捺印をもって署名に代えるのはやむを得ないことであり、明治10年（1877）に政府が一般的に自署（と捺印）の制を採用したが、官庁の反対によって、この規定の適用があるのは私文書に限定され、ついで銀行の反対で、銀行の為替手形や振出手形などに記名捺印を認めた。また、商法などにおいても、署名すべき場合に、記名捺印をもって代えることにしている。しかし、このような特殊の事情がない場合には、自署、花押を建前とするのが自然であるし、印章のように偽造、紛失、遺失や盗難の心配もない。いずれにしても、署名（花押）と印章とのいずれがよいかは、場合を分けて考えるべきで、一概に論ずることはできないとされる⁵³。

内閣制度が発足してから後は、大臣副署や閣議書類のサイン用に花押が用いられるようになり、閣議書類については今日でもその慣例が守られて

50 石井・前掲注（49）「印判の歴史」74頁。

51 石井・前掲注（49）同149頁。

52 石井・前掲注（49）同221頁より引用。

53 石井・前掲注（49）同242-243頁。

いる⁵⁴。

(1) 学説

花押が押印要件を満たすか否かについては、これまで述べたように、花押が一般に用いられていた時代や社会において、印章と同様の役割を果たしてきたという歴史的経緯から、押印としての花押の意義を認めてこれを肯定する立場と、968条1項にいう押印とは「印影の捺捺」を意味するものとするなど、花押は書くものであって印章を捺捺するものではないことを理由として否定する立場に分かれる。押印要件については、指印（拇印）が含まれるかという問題も含まれるため、ここでは花押について言及するものについてのみ学説を概観することにする。

否定説には、①拇印も花押もともに認めないとするものと、②拇印は認めるが花押は認めないとするものとに分かれる。①では、法律で捺捺というためには印影の捺捺が必要であり、拇印や花押は捺捺と同視することはできないとするもの⁵⁵や、遺言者が遺言書に捺捺していない場合は、それは単なる草案に過ぎず、遺言書は捺捺してはじめて完成するもの⁵⁶がある。②では、特に理由を付すことなく、拇印は認められるが花押は認められないとする⁵⁷。

肯定説（拇印も花押もともに認めるもの）として、捺捺は実印、三文判など何の制限もないからその意義は薄く、氏名の自書があれば捺捺の要件は厳格でなくてよい。三文判よりもはるかに本人の個性を示すことができる花押を捺捺要件から除外するのは合理的ではないから捺捺と同視しても

54 佐藤進一・前掲注(47) 57頁。

55 牧野・前掲注(10) 383頁、柳川・前掲注(13) 328頁。

56 奥田・前掲注(9) 305頁。捺捺がなければ遺言書は完成しないことから、牧野、柳川と同旨と思われる。

57 佐藤隆夫「遺言の方式」『家族法体系Ⅶ(中川還暦記念)』(有斐閣・1960) 167頁、小山・前掲注(5) 295頁。和田・前掲注(11) 66頁は、捺捺は実印、認印または拇印たるを問わないが、捺捺を全く欠いた遺言は無効であるとする。花押は認めない趣旨と思われる(岡林・前掲注(40) 56頁同旨)。

良いとするもの⁵⁸、要件緩和の要請からも、わが国古来の慣行上も、印鑑ないしはそれと同様の役割を果たしてきたことからみても、拇印・花押ともに有効とみるべきとするもの⁵⁹、押印は実印でなくても認印でも拇印でもよく、花押は印でないとも考えられる節もないではないが、筆者の同一性を確認するという上では認印などより遥かに個性的であり、強いて花押を無効視する必要はないとするもの⁶⁰がある⁶¹。他にも、とくに花押についての言及はないものの、押印要件に疑問を呈する見解は、花押についてはこれを認めるものと思われる。具体的には、押印も自署と同様に遺言者の同一性及び真意を確認するための手段であるが、使用すべき印章には何の制限もなく三文判でもよいとなると、署名に加えて押印を要求する合理性は疑わしいとするもの⁶²、要件として重複していることから押印をも要件とすることについては、かねてからその当否が問題とされているところであり、氏名の自書があれば押印まで必要としなくてもよいのではないかとするもの⁶³、遺言の方式の厳格性の要請はあくまで遺言者の真意を確保するための手段にすぎないという観点から、押印のない遺言も遺言者の真意が明らかである限り有効と解してよいとするもの⁶⁴、押印の有無は意思

58 青山・前掲注(5) 41頁、中川淳・前掲注(5) 60頁。高野竹三郎『相続法要論』(成文堂・1982) 273頁は、「筆者の同一性を確認するという上では認印などより遥かに個性的であることから花押による遺言を有効と解するが、印または花押もしくはこれと同視できる何かが遺言書に表示されていなければならない」として押印不要説ではないが花押は有効とみる。

59 久貴・前掲注(5)『新版注釈民法(26)』73頁、同・『現代家族法体系V(中川追悼)』234頁。同・『新版注釈民法(28)相続(3)(補訂版)』も同旨であるが、ただし、「押印の欠如は特別な事情のある場合のみ許されると考えるべきであり、立法論としてはともかく、現行法の解釈としては、一般的に押印を不要とすることはできない」とする。

60 中川=泉・前掲注(1) 520頁。ただし、「自署さえあれば押印はなくてもいい、というところまでくると、民法に「印をおさなければならない」という明文のある以上、よほど特別な事情のない限り賛成できない」とする。

61 他に、特に理由を挙げずに花押を押印として肯定するものとして、松坂佐一『民法提要 親族法・相続法(第4版)』(有斐閣・1992) 311頁、中川高男『新版親族・相続法講義』(ミネルヴァ書房・1995) 427頁がある。

62 内田・前掲注(5) 464頁。

63 小田・前掲注(5) 110頁。

64 阿部・前掲注(5) 265頁。

表示自体の構成要素ではなく外在的な補強要素にすぎないから、他の証拠から終局的で正式の意思表示であることが確定できるならば押印は絶対の要件にしないでもよいとするもの⁶⁵、押印の要件は明文化されている以上無視できないが、真意を確保する意義を持つ要件としては重要性が低いので、押印に不備のある遺言は、遺言内外の事情から真意が立証されれば有効と判断されるとするもの⁶⁶などがあげられる。

(2) 判例

自筆証書遺言の押印要件について示された最高裁判決は、これまでに4件が存在する。先に掲げた①平成元年判決は、押印は指印をもって足りると認めた初めての最高裁判決であり、押印要件の趣旨を明らかにしたものである。また、②昭和49年判決は、押印を欠く自筆証書遺言の有効性について、特別な事情がある例外的な場合として有効としたものである。押印そのものについてではなく、押印がなされた場所が問題となった事例として、③最高裁平成6.6.24判決⁶⁷がある。これは、遺言者が、自筆証書遺言をする際に書簡の形式を採ったため、遺言書本文の自署名下には押印をしなかったが、遺言書であることを意識して、これを入れた封筒の封じ目の左右に押印したものである。これについて、右押印によって自筆証書遺言の押印の要件に欠けるところはないとして遺言を有効とした。そして4つめが、花押について自筆証書遺言の押印要件を満たすかが問題となった④平成28年判決である。本稿は、花押が968条1項の押印要件を満たすかどうかについて検討するものであるから、ここでは④平成28年判決と、それ以前の花押（らしきもの）に関連する下級審判例をみてみたいと思う。

65 伊藤・前掲注(5) 68頁。

66 青竹美佳「押印を欠く自筆証書遺言を無効とした事例」金融・商事判例1486号(2016)123頁。

67 最高裁判所裁判集民事172号733頁、家月47巻3号60頁。評釈として、松原正明「自筆証書遺言の方式－押印」『民法判例百選Ⅲ親族・相続』(2015)158頁、櫛橋明香「判例批評」『民法判例百選Ⅲ親族・相続(第2版)』(2018)160頁ほか。

・下級審①東京地判平成18・6・23(LLI/DB L06132460(判例秘書))

遺言者のアルファベットの頭文字である二字を組み合わせた形象が記載された遺言書について、「花押とは、一般に、署名の下に書く判のことで、書き判と称されるものである。当初、楷書体で自筆したものが、次第に草書体で書かれるようになり、さらにこれを様式化したものが花押といわれる。花押の機能としては、当該文書が確実に作成者によって書かれたものであることを証明することにあるとされる。また、花押が署名の下に記載されることにより、当該文書の作成を完結させる意義も併せ有するものと解される。そうすると、花押についても、我が国古来の慣習に照らし、その機能が当該文書が確実に当該作成者によって書かれたものであること、この記載が文書の作成を完結させることにあるとされることなどの事実にかんがみると、花押を指印に準ずるものと解しても妨げないと考えられる。(しかし、そのように解することが可能であるとしても、当該花押が押印とされるためには、当該花押の記載のみならず、これを記載した遺言者の合理的意思を解釈することが必要な場合があることは言うまでもない。)」として、このアルファベット二文字の形象を花押であると認定したうえで、一般論として押印要件を満たすとした。しかし、花押が押印として認められるかについては、「被相続人の意識において花押は、自身の意思を表明した文書につき、その作成者の同一性を担保するものとして記載されたものであるとみることはできても、自筆証書遺言については、花押の記載をもって遺言として完成させる意思、換言すれば、確定的な意思を表明したものとみることはできず、被相続人は、花押をもって、押印に代替させるまでの意思を有してはいなかったものとみるのが相当である」と判示し、当該形象を花押と認めつつ、作成者が自筆証書遺言についてその当該花押をもって押印に代替させる意思を有していなかったとして、自筆証書遺言とは認めなかったものである。しかし、これに対しては、「花押をもって、押印に代替させるまでの意思」という具体的な被相続人の意思の存否という新たな要件を花押に課すものであり、これは押印に比べて過重であるとの批判がある⁶⁸。

・下級審②東京地判平成 25.10.24 (判時 2215 号 118 頁)

花押に類似する問題とすることができる。遺言者が遺言書の末尾に署名した上で片仮名を崩したサイン様の略号(「ろ」を○で囲ったもの)を記してあるが印章による押印はない自筆証書遺言について、押印の要件を欠くとしたもの。「いまだ我が国においては、重要な文書について、押印に代えて本件サイン等のような略号を記載することによって文書の作成を完結させるという慣行や法意識が定着しているとは認められない」としたうえで、本件略号の使用状況等を踏まえると、本件サイン等が、遺言という重要な法的意味を有する意思表示を記載した文書の作成を完結させる意義を有していると認めることはできないとして、本件遺言は押印の要件を欠き無効であるとした。この判例は花押という文言を用いていないが、署名の後に記載されたサインなどの略号を記載することによって文書を完成させる趣旨と解されるかどうかを問題としており、花押と同様な状況にある。一般論として略号の効力を否定的に解したうえで遺言者にも文書を完成させる意思がなかったとした⁶⁹。

・最判平成 28・6・3 (民集 70 卷 5 号 1263 頁)⁷⁰

【事実の概要】

遺言者である A には、妻 B (平成 24 年 4 月 8 日に死亡) のほか、長男

68 松原正明「いわゆる花押を書くことと民法 968 条 1 項の押印の要件」判例評論 724 号 (判例時報 2401 号) (2016) 173 頁。

69 松原・前掲注 (68) 174 頁。

70 判例評釈としては以下のものがある。合田・前掲注 (31) 133 頁、岩瀬美智子「印章による押印をせず花押を書いた遺言の有効性」法学教室 433 号 (2016) 155 頁、松浦聖子「「花押」は民法 968 条 1 項の定める「押印」にあたるか」法学セミナー 747 号 (2017) 122 頁、村重・前掲注 (39) 89 頁、浦野由紀子「いわゆる花押を書くことと民法 968 条 1 項の押印の要件」私法判例リマックス 55 号 (2017 (下)) 58 頁、中野・前掲注 (4) 203 頁、澄川賢「「花押」と自筆証書遺言の押印要件」金融法務事情 2069 号 (2017) 68 頁、宮崎・前掲注 (33) 315 頁、松原・前掲注 (68) 171 頁、本山・前掲注 (6) 55 頁、本山敦「いわゆる花押が自筆証書遺言に書かれていた場合に、これを民法 968 条 1 項の押印と同視することができるか」金融・商事判例 1505 号 (2016) 2 頁、平田厚「いわゆる花押を書くことと民法 968 条 1 項の押印の要件」民商法雑誌 153 卷 2 号 (2016)

Y1（被告・控訴人・上诉人）、二男 X（原告・被控訴人・被上诉人）、三男 Y2（被告・控訴人・上诉人）がいる。A は、琉球王国時代から続く名家（首里士族で五大姓の一つであり、琉球王国の三司官を多く輩出した毛氏池城家の宗家）である池城家の 20 代当主にあたり、戦後は、国家公務員として勤務し、昭和 53 年に定年退職した後も首里で文化祭実行委員会副委員長などを務めた。

A は平成 15 年 5 月 6 日付の自筆証書遺言を作成した。この遺言書には、「家督及び財産は X を家督相続人として池城家を承継させる」とことと「池城家の相続及運営は家督相続人の責務であることを申し渡すものである」との記載があり、「池城家 18 世 20 代家督相続人 A」という署名がなされ、署名の下に花押が書かれていた。しかし、印章による押印はなかった。A はその後、平成 15 年 7 月 12 日に死亡した。A の死後、平成 17 年 6 月 21 日に那覇家庭裁判所で検認がされ、平成 17 年 4 月 13 日に Y らは A の遺産について遺産分割調停を申立てたが、遺言の効力が争いとなり紛争の解決が困難となったため、Y らは調停を取り下げた。平成 24 年、X は本件土地について、主的に本件遺言によって A から遺贈されたと主張し、予備的に A との間で死因贈与契約が締結されていたと主張して、Y らに対して、所有権に基づき所有権移転登記手続を求めた。X による遺贈を受けた旨の主張に対して、Y らは、本件遺言が無効であることを主張している。その理由として、968 条 1 項は自筆証書遺言の要件の一つとして押印を規定しているが、本件遺言書の花押は押印に当たらず、要件を欠くことを挙げている。

A が花押を使用したのは、定年退職による送別会の際の職員の書ききの色紙などにおいてであり、昭和 62 年から平成 13 年にかけて作成された

289 頁、岡林・前掲注(40) 49 頁、比嘉正＝亀島宏美「いわゆる花押を書くことと民法 968 条 1 項の押印の要件」*琉大法学* 100 号(2016) 43 頁、安達敏男＝吉川樹士「いわゆる花押を書くことが民法 968 条 1 項の押印の要件を満たさないとして自筆証書遺言が無効とされた事例」*戸籍時報* 743 号(2016) 63 頁、森山・前掲注(31)236 頁、加賀山茂・*旬刊速報税理* 35 巻 34 号 30 頁など。

不動産売買契約書、不動産賃貸借契約書、等価交換契約書等では花押は用いられていなかった。

原審⁷¹・原々審⁷²は、花押を書くことによって押印要件が満たされていると判断している。平成元年判決で示された押印要件の趣旨を引用したうえで、認印による押印の場合よりも花押を用いる場合の方が偽造をするのが困難であり、花押を用いることによって遺言者の同一性および真意の確保が妨げられるとはいえず、重要な書面において署名とともに花押を用いることによって、文書の作成の真正を担保する役割を担い、印章としての役割も認められているとして、A自身も色紙への記載に花押を用いていたことなど、花押の使用状況からしても、花押をもって押印として足りると解したとしても、遺言者の真意の確保には欠けるとはいえず、花押が日常的に用いられるものとはいえないことを考慮しても押印要件の趣旨に反するとはいえないとした。これに対して、Yらが上告受理申し立てを行い、最高裁が受理したのが本件である。

【判旨】破棄差し戻し

「花押を書くことは、印章による押印とは異なるから、民法968条1項の押印の要件を満たすものであると直ちにいうことはできない。そして、民法968条1項が、自筆証書遺言の方式として、遺言の全文、日付及び氏名の自書のほか、押印をも要するとした趣旨は、遺言の全文等の自書とあいまって遺言者の同一性及び真意を確保するとともに、重要な文書については作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという我が国の慣行ないし法意識に照らして文書の作成を担保することにあると解されるところ（最高裁平成元年2月16日判決参照）、我が国において、印章による押印に代えて花押を書くことによって文書を完成させるという慣行ないし法意識が存するものとは認め難い。以上によ

71 福岡高裁那覇支判平成6・10・23（民集70巻5号1298頁）

72 那覇地判平成26・3・27（民集70巻5号1277頁）

れば、花押を書くことは、印章による押印と同視することはできず、民法968条1項の押印の要件を満たさないというべきである。」

最高裁平成元年判決以降は、指印は押印として認められる判例が確立しているため、近時は特に上記平成28年判決の評釈において、花押が押印要件を満たすか否かを論じるものが多い。本判決が示されるまでは、花押を押印と認める見解も有力に主張され、かなり有力であったと思われるが、本判決以後は、否定説が多くの支持を得ているようにも思われる⁷³。以下では、そうした学説の動きについて整理をしてみたい。

花押は押印要件を満たさないとした本判決を支持するものとしては、以下のものがある。花押の概念は不明確であり、遺言の方式の要件として形式的・客観的に判断するのにそぐわない。指印は押印と同様に同じ形象が繰り返し再現されるのに対して、花押は押印のような再現性はなく個人を特定する機能も高いとは言えないから、花押を指印同等のものとすることはできないとするもの⁷⁴、遺言者による花押の使用状況や形状等を問わず一律に花押は押印要件を満たさないとした点に本判決の意義があるとするもの⁷⁵、花押はそれ自体が個人を特定する機能や再現性を当然に有するものではなく、本判決は、押印要件を緩和する学説と一線を画し現行法の解釈基準を示した点に意義があるとするもの⁷⁶、要式行為の本質からは、解釈基準としての法文の意味がより重視されるべきことが要請されるが、様式要件の充足可否の問題を、法文の意味よりももっぱら要件の目的の充足可否によって判断しようとする判例・学説の近時の傾向は問題を含んでいる。花押が文書の完成担保機能を有しないことではなく、「印」の文言の意味に含まれないことを理由に結論を導く方が明快ではなかったか。押印要件が解釈によって軽視されるべきではなく、押印要件が実際に無意味な

73 岡林・前掲注(40)60頁。

74 富上・前掲注(8)99頁。

75 岩瀬・前掲注(70)155頁。

76 松浦・前掲注(70)122頁。

ものだとすれば、それは解釈によってではなく、立法により解決されるべきであるとするもの⁷⁷、花押一般に、被相続人の文書を完成させるという意思を推測させることは困難であり、花押を押印と同視した場合、解釈上の疑義を否定できないとするもの⁷⁸、文書完成機能については花押がこれを満たしているとは必ずしも言えない。なぜなら遺言者自身が遺言書の完成を留保したい場合には、押印をしないままにしておくケースがかなり存在するからとするもの⁷⁹、花押は書いたものであり、印章による押印とは異なることや自筆証書遺言の要件の厳格性を考慮すると、本判決の判断はやむを得ないとするもの⁸⁰、要件緩和の判断においては、個々のケースにおける遺言者意思の尊重と、遺言制度の要件設定による遺言者意思の尊重の問題が別次元にあることにも留意すべきである。厳格な要式性によって遺言者の真意が保障されるのであり、要件の限界は、個々のケースの救済の如何を越えて将来的視野に立って考えなければならない問題であるとするもの⁸¹など、花押が押印要件を満たすと解することに消極な立場は多数に上る。

他方で、本判決が花押を押印要件を満たさないとしたことに対する疑問を呈する見解として、花押は、認印等よりもはるかに本人の個性を示し得るものでそれを除外するのは合理的でないことや、近時の要件緩和の要請、花押が古くからわが国の慣行上印鑑などと同様の役割を果たしていること、および今日でも閣議書類で花押が用いられている状況からすれば、花押に文書を完成させるという慣行ないし法意識が「存するものとはむしろ認めがたい」とまではたして言い切れるのか、として原審が、花押には「印章としての役割も認められている」と判断したことにも一定の理由があったとするもの⁸²、花押の沿革や使い方を考えるとむしろ原審の判

77 浦野・前掲注(70) 61頁。

78 松原・前掲注(68) 175頁。

79 平田・前掲注(70) 297頁。

80 安達＝吉川・前掲注(70) 66頁。

81 森山・前掲注(31) 239頁。

82 合田・前掲注(31) 136頁。

断が相当であるとするもの⁸³、現在においても例えば政府の閣議においては慣習的に花押が用いられ、また本件のように、旧士族や豪族等の末裔の中には、現在でも自身の印章として花押を使用する者もいる。したがって、花押が今日において全く使用されていないということはないとし、本判決では、遺言者の意思を直接に問うことなくわが国における慣行・法意識という観点から判断した点に疑問を呈するもの⁸⁴、遺言者自身が遺言書を作成する上で、花押を書くという行為をどのように理解していたかという点に本判決が触れていないという点については、遺言者の真意の確認および意思の確定性という観点から疑問がある。本件の遺言について、花押を押印とみなすことができないとしても、花押を押印に準じる何らかのしるしとみなすことによって「特別な事情」があるといえる場合にあたると考えることも可能ではなかったかとするもの⁸⁵、本判決が当該遺言者にとって花押がいかなる意味を有するかについて言及していない点は問題であり、遺言者の最終意思の尊重という趣旨からすれば、当該遺言者に遺言を完成させる意思があればそれで足り、一般的な社会慣行や法意識を問題とする必要はない。ここで重要なのは、本件における遺言者が花押にどのような意味を込めて書いたかを具体的に検討すべきであるということ。よって、花押遺言を一律に無効とする判決には賛成できず、花押に依拠するという遺言意思があったかどうかを検討すべきであったとするもの⁸⁶、などがある。このように花押の押印要件充足性が初めて最高裁で争われた事例に対する評者の見解も大きく分かれている状況である。いくつかの評釈に見られるように、本判決によって、最高裁がこれまでの遺言の要件緩和に対して方針を転換し、自筆証書遺言の解釈の厳格化に乗り出したのかもしれないし⁸⁷、何をもって押印と認めるかという現行法での限界値を示したも

83 村重・前掲注(39)92頁。

84 比嘉=亀島・前掲注(70)54頁。

85 宮崎・前掲注(33)334頁。

86 岡林・前掲注(40)64頁。

87 本山・前掲注(6)61頁。

の⁸⁸かもしれない。しかしながら、本判決以後、花押は押印要件を満たさないとする否定説で一色に染まっている⁸⁹ような状況でないことは確かである。

4 おわりに

遺言の解釈＝遺言者の真意の探求については、遺言書の文言を形式的に判断するだけでなく、遺言者の真意を探求すべきものであり、遺言書が多数の条項からなる場合にそのうちの特定の条項を解釈するにあたって、単に遺言書の中から当該条項のみを他から切り離して抽出しその文書を形式的に解釈するだけでは十分ではなく、遺言書の全記載との関連、遺言書作成当時の事情及び遺言書の置かれていた状況などを考慮して遺言者の真意を探求し当該条項の趣旨を確定すべきものである⁹⁰とされる⁹¹。遺言制度の存在の本旨からすれば、遺言者の真意をできるだけ達成させることにあるとしなければならず、その立場においては、遺言の効力を認める方向に解するのが望ましく⁹²、遺言者の真意が明らかである限り、一般に、押印を欠くことは当然には遺言を無効としないと解するのがよい⁹³と思われる。遺言の方式について、必要以上に厳格に解するときは、かえって遺言者の真意の実現を阻害するおそれがあるというべきだからである。文書完成の担保機能としての押印としては、実印でなくても認印でも拇印でもいいとする一方で、認印などより遥かに個人的であり拇印などのように誤認の危険性⁹⁴が少ない花押について、強いて無効視する必要はないのではないか。明文に「印を押さなければならない」とある以上、自署さえあれば押印はなくてもいいとまでは言えないが、よほど特別な事情があれば、

88 LAW FORUM・前掲注(7) 10頁。

89 岡林・前掲注(40) 60頁。

90 最判昭和58・3・18家月36巻3号143頁。

91 中川=泉・前掲注(1) 485頁。

92 谷口知平『家族法判例研究』(有斐閣・1981) 364頁。

93 谷口・前掲注(5) 109頁。

94 水野・前掲注(16) 105頁。

押印を欠く場合であっても当然には無効とするべきではない⁹⁵。

平成 28 年判決では、花押について、遺言者の同一性・真意の確保という点から否定したわけではなく、押印要件のうちわが国の慣行・法意識に照らした文書完成の担保という点からのみ否定しているが⁹⁶、遺言者の意思を直接問うことなく⁹⁷、当該当事者にとって花押がいかなる意味と有するかについて言及せず⁹⁸、遺言者自身の日常的な行動や意図が、遺言者自身が遺言書を作成する上で、花押を書くという行為をどのように理解していたかに触れていないという点については疑問が指摘される⁹⁹。遺言制度の趣旨、つまり遺言者の最終意思を尊重するという見地からすれば、当該遺言者に遺言を完成させる意思があればそれで足り、一般的な社会慣行や法意識を問題とする必要はなく、また、遺言の解釈が遺言者の真意の探求を目的としてなされるのであれば、重要なのは遺言者が花押にどのような意味を込めて書いたかを具体的に検討すべきであったとの見解もある¹⁰⁰。本件においては、花押を押印と直ちに同視することはできないとしても、花押という書判について押印に準じる何らかのしるしとみなすことによって「特別な事情」がある場合にあたると考えることができたのではないかと¹⁰¹、また、一般的な社会慣行や法意識を問題とするのではなく、個別的に当該遺言者がどのような事情でどのような意思をもって遺言書を認めたかではないかとして、花押に依拠するという遺言意思があったかどうかを検討すべきであった¹⁰²との指摘には十分に説得力があるものとする。

本判決に対しては、遺言者における花押の使用状況等にも言及して、花押を書くことによる押印要件の充足を認めた原審・原々審を、むしろ評価

95 中川＝泉・前掲注(1) 485頁。

96 中野・前掲注(4) 214頁。

97 比嘉＝亀島・前掲注(70) 54頁。

98 中野・前掲注(4) 210頁。

99 宮崎・前掲注(33) 334頁。

100 岡林・前掲注(40) 62頁。

101 宮崎・前掲注(33) 334頁。

102 岡林・前掲注(40) 62頁。

する見解もあり¹⁰³、筆者もこれに同調するものである。

【付記】柳先生には、私が院生時代より兄のように慕わせていただき、爾来 30 数年に亘り公私にお世話になっている。若いころ、先生から拝借した家族法講義ノートは、今でも本学で開講している家族法講義の基礎資料となっている。このたびの退職記念号への寄稿に際しては、先生にもゆかりのあるこのテーマを選ばせて頂いたが、門外漢ゆえに誠に拙い小稿となってしまったことを恥じるばかりである。先生には、今後もますますのご活躍とご健勝を謹んでお祈り申し上げます。

103 村重・前掲注(39) 92 頁、岡林・前掲注(40) 64 頁、中野・前掲注(4) 210 頁、合田・前掲注(31) 136 頁。